

東京都公衆浴場対策協議会 (第20次協議会 第2回)

平成29年4月13日(木)

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室B

午後3時00分開会

○宮永課長 それでは、定刻になりましたので、第2回「東京都公衆浴場対策協議会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様方にはお忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

着席にて失礼させていただきます。

ただいま協議会委員18名中15名の委員の方に御出席をいただいております。数名の方、おくれたの御出席ということで御連絡いただいております。

協議会の開催に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、本日の会議資料を確認させていただきます。机上に配付しております資料をごらんください。

まず、上から本日の会議次第。

そして、おめくりいただきますと資料1「平成29年会計調査浴場の概要」。

このほか「東京都公衆浴場対策協議会設置要綱」と「第20次東京都公衆浴場対策協議会委員名簿」がございます。

そして、本日、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合様から封筒に入った資料もいただいておりますので、よろしくお願ひします。

配付資料につきましては以上でございますが、不足等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、都留会長よろしくお願ひいたします。

○都留会長 都留です。こんにちは。

議事に入ります前に、本日の会議は公開で進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○都留会長 ありがとうございます。

きょう傍聴者はいらっしゃいますか。

○宮永課長 浴場組合の随員として浴場組合の方と、あと関係者ということで福祉保健局の者がおります。

○都留会長 ありがとうございます。

それでは、議事(1)「会計調査の経過報告について」に入ります。

2月10日に開催しました前回の第1回協議会におきまして、平成29年入浴料金統制額について知事から検討を依頼されました。その後、統制額の算定基準、算定方法、会計調査の実施などについて審議し、それぞれ御了承をいただいております。会計調査につきましては高橋委員にお願いしておりますので、高橋委員から現在までの会計調査の進捗状況につきまして、御報告をお願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。高橋です。

それでは、会計調査の進捗状況につきまして御報告をいたします。

お手元の資料1をごらんいただけますでしょうか。平成29年会計調査の概要をごらんください。まず、「1 調査浴場の概要」の「(1) 選定条件」ですけれども、2月10日に開催されました第1回協議会において決定されました、会計調査の対象浴場選定条件について記載しております。まず、「ア 燃料」ですが、重油・廃油などの液体燃料、電気、ガス、ソーラーの専用またはそれらの併用であること。

それから、「イ 排水」は公共下水道を使用していること。

次に、「ウ 用水」は上水専用または上水井水の併用であること。併用の場合は使用比率が上水50%以上とすることとなっています。

次に、「エ 収入階層」については、入浴料金収入が1,100万円以上2,600万円未満とすることとなっています。

これらのア～エまでの選定条件に見合う浴場数は93浴場ございますが、この中から決算書の提出などの会計調査に御協力いただける40浴場を調査対象に選定し、個別にその経営状況を調査しているところでございます。

調査対象に選定しました40浴場の経営形態、燃料、用水ごとの内訳は(2)調査浴場に記載したとおりとなっております。

経営形態別で申しますと、法人経営が31浴場、個人経営が9浴場。

使用燃料別ではガス専用が36浴場と多くなっています。

用水別では上水専用が25浴場、上水井水併用が15浴場となっております。

次に、2番目の「調査方法等」の欄をごらんください。調査対象浴場から提出されました決算書や総勘定元帳などの会計帳簿をもとに、平成28年度収支状況について書面調査を実施しております。また、生活文化局において浴場利用者数の状況などについて別途調査を行っております。

次に、「3 会計調査の現在の状況」をごらんください。会計調査の進捗状況につきましては、4月1日までに40浴場のうち27浴場の調査を終えており、残る13浴場の調査を引き続き行い、全体状況を取りまとめる予定です。

なお、裏のページには調査対象浴場の詳細について掲載しております。

以上でございます。

○都留会長 ありがとうございます。

ただいまの高橋委員の報告につきまして、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、次に議事「(2) 協議会報告案起草の付託(小委員会の設置)について」に入ります。これにつきましては、私から提案をさせていただきます。

平成29年の入浴料金統制額に関する協議会報告案を起草するため、協議会設置要綱第7に基づく小委員会を設置したいと考えます。小委員会の構成といたしましては、学識経験者委員の梅崎委員、岸上ステファニー委員、小西委員、高橋委員、中山委員、三村委員、そして私、都留の7名で構成いたします。小委員会の会長は協議会設置要綱第7の3、た

だし書きの規定により私が務めさせていただきます。また、小委員会での報告書案の起草を受けて、次回の第3回協議会においてこれを審議決定し、知事に報告書を提出したいと思います。このような流れで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○都留会長 ありがとうございます。

次に、議事(3)「平成29年統制料金に対する意見・要望の聴取について」に入ります。統制料金の試算を行う会計調査につきましては、先ほど高橋委員から報告がありましたように現在調査中でありまして、本日の段階ではその結果は出ておりませんが、小委員会の開催時には会計調査の結果もまとまります。会計調査の結果を踏まえ、小委員会で報告書を起草してまいります。統制料金の改定等に対する意見・要望について、ここで事前にお伺いしておきたいと思います。

最初に、業界委員会から意見表明をお願いします。浴場組合から本協議会宛てに要望書が提出されているそうですので、要望書の配付と読み上げを事務局をお願いいたします。

○宮永課長 それでは、読み上げさせていただきます。

平成29年4月13日

東京都公衆浴場対策協議会

会長 都 留 康 殿

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 近 藤 和 幸

平成29年東京都公衆浴場入浴料金統制額に対する要望等について

都民の日常生活にとって身近な公衆浴場施設の確保について、深いご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

平成29年東京都公衆浴場入浴料金統制額の検討に当たり、下記のとおり要望いたしますので、格別なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 入浴料金統制額は、平成26年7月1日に大人料金が10円引き上げられましたが、これは、平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、3%の消費税負担相当額のみを大人料金に転嫁したもので、平成20年から8年間にわたり、実質的に入浴料金統制額は据え置かれたままの状況になっています。

この間、様々な理由により200軒を超える公衆浴場が廃業に至りました。今後も

浴場事業者が意欲的に経営改善に取り組んでいけるよう、入浴料金統制額の改定について要望いたします。

2 電気料金及びガス料金は、原油や液化天然ガス（LNG）の価格が上昇したことに加え円安・ドル高も進み、値上がり傾向にあります。

入浴料金統制額の算定に当たりご配慮を賜りますよう要望いたします。

以上でございます。

○都留会長 ありがとうございます。

業界代表委員からこの件に関して補足説明がありましたら、お願いいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。

それでは、補足説明をさせていただきます。我々の業界は今、要望書にありましたように200軒もの浴場がおやめになってしまうという状況が非常につらいところがございます。2,700軒あった東京の浴場さんが今は600軒を切るという状況になってしまいました。600軒を切るということは非常に我々痛いところでありまして、何とかそれを食いとめたいというところで今、頑張っております。やめざるを得ない、やめたくてやめるのではなく、実は、やめざるを得なくてやめることになってしまうという浴場が全てでございます。なぜかと言うと、人生かけて3代80年、100年、百何十年と続けている商売でございますので、本当にこれをやめるというところは心寂しいところがございます。ですが、やめざるを得ないという状況が今、続いているのです。

そのやめざるを得ないという状況をちょっとお話をさせていただきますと、まずは、営業している方々の高齢化。70、80歳になって病気になってしまう。あるいは腰が痛くなって歩けなくなってしまうという高齢化が一つ。

それから、その方々の後継者がいないというところが一つあります。後継者がいるのだけれども、継いでくれない場合もあるし、本当にいない場合もあります。あるいはマンパワーで誰かにやってもらいたいというところもあります。そういったところが課題になっております。

また、戦後つくった浴場が結構多い割合でありまして、設備が老朽化しているというところ。今、もう60年や70年たっていますので、設備が老朽化しますとパイプとかタイルなどを直しますとすぐ何千万円、あるいはトータルで中を全部直すとなると1億円という膨大なお金がかかりますので、それを借金をして70、80歳の方ができるかというところが一つあります。後継者がいればその後継者に継ぐということも考えられます。

それから、もう一つは経営の環境です。収入が少なくなってしまった、お客さんが少なくて、経営するのがやっとなというところがあります。

それから、高齢化ということでじいちゃん、ばあちゃんが一生懸命やっている。そして槓も切らなければいけない。営業も夫婦2人でやらなければいけないということになりま

すとパートを雇わなければいけない。パートを雇うということになると、またそこで人件費がかかる。そういったところもありまして、いろいろな条件があるのですけれども、例えば料金が10円上がったと仮定します。そうすると、年間で1日150~200人来るお風呂屋さんですと大体310~320日営業いたしますと、50~60万円収入がふえることになります。そうすると、今、ボディーソープ、リンスインシャンプーを備えつけというところが70%以上になってまいりました。それも実は月2万円ほどかかります。そうすると年に24万円かかります。そういったところにもプラスアルファができれば、少しは余裕ができてサービスも向上ができるのではないかとこのように思っております。

それから、今まで調べますと平成20年から平成26年に450円から460円に上がっている経過があるのです。それは6年間で10円上がったという経過があります。要望書にもありましたように、今のところ8年間上がっておりません。その8年の間に、例えば先ほどお話をしました老朽化になったとき、心臓部であります釜、本釜というお湯をためておく釜があるのですが、そこにバーナーがついていたりします。バーナーも寿命になります。それから、本釜も鉄でできていますので、漏ったりして変えなければいけないということになりますと、例えば8年前に350万円だった本釜が、現在入れかえるとなると450万円というように鉄の値上がりとともに釜の値段も上がっております。

ですので、直すのもそうですけれども、やはり非常に費用がかかるというのが一つのネックになっております。このようなときに、どうしたらいいだろうというところで我々苦戦をしておりますけれども、やめざるを得ない要因を少なくし一つ一つプラスにやっていたらいいかなということに思っております。例えば高齢化で後継者がいないというときですが、浴場主はやめるときに意外と今月やめちゃうよとか来月やめちゃうよという話が突然来ることが多いのです。そうすると後継者をつなぐことができないので、今、アンケートを出して半年後、1年後にもしやめる計画があるのだったら教えてほしい。そうすれば、今、おかげさまでPRを含めまして若い方々で銭湯好きの方が大変増えております。

銭湯サポーターも2,600人と増えておりまして、そのサポーターのほうから、もしお手伝いのできるのであれば、お手伝いしたいという話もたくさん来ておりますので、やめざるを得ないあるいは人手が足りないというところとジョイントできれば、継続ができるのかなということも考えております。

それから、老朽化に関しては、これは直さざるを得ないのですが、我々はこの2年間おかげさまで世間から銭湯はすごいぞと、すごく注目を浴びるようになりました。それで、また今、新たなことを考えております。というのは、子供からお年寄りの方まで全部の世代の皆さんがお風呂に来ていただけるという施策が必要だと思っております。それで、お年寄りの方に対しての施策というのは、いきいき入浴や介護予防、病気予防や健康維持ということでいろいろなことの提携もやっけていて、介護予防になれば財政も助かる、それからお年寄りも1日でも長く元気でいてほしいということがあります。それから、インターネットを使って家族、若い人たちに来てもらうという施策もやっております。そして、子供

たちに何とか我々の将来が30年、50年先でも営業できるように、今の子供たちが銭湯になじんでくれば子供たちが親になったときに、自分の子供を連れてまた銭湯に行ってみようということで敷居が低くなるのではないかというところです。

きょうの新聞で記事を出していただいたのですが、「こども銭湯大使」というのを募集しております。男子2名、女子2名の計4名で出させていただきます。子供の銭湯大使ということで、子供たちに銭湯を広めてもらうというそういったところが大事だと思います。

今、大田区では銭湯ジュニアマイスターといって、子供たちを20人ほど年2回呼んで、銭湯の文化、マナー、そしてバックヤードを見せて親御さんとともに楽しんでもらい、お風呂に入ってもらおう。そして、子供たちに5枚の入浴券を渡してお友達を連れてきてくださいと。そうすると1回やるごとに、20の5倍ですので100人の子供たちが来てくれる。年に2回で200人。これが10年になれば2,000人ということで、積み重ねは非常に大事だということやっております。

実は、銭湯ってどんな仕事なのというところが多分皆さんおわかりにならないと思うのです。大変大変と言いつつ、ではどういうことなのという、私の場合、一例を出させていただきますと、朝、私は本部に行きますので、本部に行かない場合にうちの妻は仕事をします。そうしますと朝10時に起きます。起きたらすぐにバーナーやお店の支度の湯を沸かすということを行います。お湯が冬場ですと大体3時間半くらいかかります。そうすると1時、2時ということになります。その間にお店の支度をしたりお掃除をしたり、脱衣所の掃除をします。そして、買い物も行かなければいけません。

そして、2時を過ぎますと今度は3時から営業ですので、3時にお店を開けるために2時過ぎから風呂のふたを取ったり桶を出したり、それから飲み物を入れたりという生活をして、3時になるとオープンになります。オープンになりますと、もうそこから夜中の1時まで、番台ではなくフロントなのですけれども、フロントでお客様のもてなしをする。私は帰ればすぐにフロントに行って、妻と交代する。ただ、妻1人ではなかなかやりきれないので、パートの方に途中2時間あるいは3時間来ていただいてやっております。その間に私なり妻が食事をするということで食事が終わったらまたお店に行くということです。

そして夜中の1時。なぜ1時かという、大体お風呂屋さんというのは11時、12時、1時くらいまでやっております。私のところは蒲田の商店街が控えていますので、商店街が12時までやっているとどうしてもそこからお風呂へ来ると1時近くになってしまうというところで、1時に閉店。そうすると1時過ぎまでいますので、それからしまい掃除と言って毎日お掃除をします。すると1時間半かかって大体2時半くらいです。それから、喉が渇きますのでちょっとビールを1杯飲むと3時過ぎです。3時過ぎで寝まして、10時に起きてすぐまた仕事というところが我々の一例なのですけれども、1日のサイクルになっています。

それプラス、お勤めとはまた違うのですけれども、夏休みとか冬休み、正月休みは特に

ございません。なぜかという、毎日来ているお客さん、おじいちゃん、おばあちゃんあるいは若い人たちが、例えば2日休む、3日休むというところで何で休むのと怒られるのです。それも私たちの宿命で地域への貢献、皆さんが喜んでくれればそれはありがたいなというところで頑張っております、このような状況で営業をしております。

私も、去年結婚しました息子が34歳でございます。跡を継いでくれというところで口説いている最中でございますけれども、そのような状況があるので息子は勤めていると年に20日休暇があるし、夏休みは何日も休めるというところもあるので、それよりもプライドを持ってお風呂屋の文化を残すことが我々は大事なのだというところで息子に説明をして、大分なびいてきているのでいい傾向かなと。そのような現実が我々の状況の中でございますので、その辺のところを御理解いただきまして、いろいろ御意見をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○都留会長 ありがとうございます。

ただいまの要望及び説明につきまして、御質問等がありましたら御発言をお願いいたします。

○村西委員 お話ししたいことがあります。よろしいでしょうか。

一応会計調査をして料金を決めるというのは立派なことで、これ以上上げてはいけないということはわかるのですけれども、私としてみれば、なるべくだったら値上げしてほしい。なぜかと言うと、今ある木造建築が残っているということは、もうこれは二度とつukれない木造建築だということです。そしてもう匠もいないし、これが100年後に残っていたらきっと国宝なのです、多分。150年前の廃藩置県のとときに廃城令がありました。そして、二束三文で売ってしまいました。だけれども、その当時の有力者が松江城を例にすれば、あの天守閣だけは残そうと言って残したらあれが今、現在国宝で残っています。けれども、150年もずっとあれを残すということはよほどお金がかかるのです。しかし、今、現在残っているおかげで我々は本物を見て国宝だなど、全国に15個くらいしかない国宝だなど思うわけです。

ですから、料金を上げていただければ、中普請、リフォーム、それをすると結構お客さんが来るのです。ましてや文京区は6軒しかないのですけれども、どんどんお客さんが普通のお風呂屋さんでも来るようになってきているのです。ですから、中普請すると思いきり来る。それで、料金を仮に上げていただければほかの浴場も潤う。ですから、なるべくだったらそういうように上げていただきたいと思っております。

以上です。

○都留会長 ありがとうございます。

利用者側の委員に関しましてはこれからお一人ずつ御発言をいただきますが、今の業界代表委員の説明等に関して御質問等がありますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、利用者代表の各委員から意見表明をお願いいたします。順次私

が指名しますので、名前を呼ばれた順番にお願いします。

まず、池田委員、お願いします。

○池田委員 池田でございます。

御説明ありがとうございます。前は仕事の都合で欠席いたしまして申しわけございませんでした。前回の会議の議事録とそれから資料のアイデア集などを送っていただいて拝見しまして、浴場組合のほうも大変努力をいらっしゃるといのがわかって、昨年私も委員を務めておりましたけれども、いろいろな取り組みが昨年よりもすごく進化しているというように思っております。大変な努力をなさっているというのが伝わってきております。

私としましては、この要望書、それから今の説明を聞いて本当にそのとおりだと思し、配慮したいという気持ちがありますが、利用する側といたしましても、今、社会情勢的に値上げというのがちょっと厳しいのかなというのが私の意見です。もっと人をふやす工夫ができるのではないかと考えております。先ほども組合理事長さんから、全ての世代に利用してもらえるそういう浴場になるような、いろいろな施策をしていかなければいけないと思っているという御発言がありましたので、私もそのとおりだと思います。本当に高齢者の方々、ファミリー、それから若い男性、女性に向けて何ができるかというのをもう一度考えていただいて、そこで何かできることをやれば、もう少し利用者もふえて潤うのではないかと思うので、今の気持ちとしては、この現状でいっていただきたいと思うのが私の意見でございます。

以上です。

○都留会長 ありがとうございます。

次に佐野委員、お願いいたします。

○佐野委員 佐野です。

値上げには反対です。景気がよくなって給料が上がったとかという話もちらほら聞きますけれども、それらの人たちはほんの一部で、ほとんどの都民の生活はやはり非常に厳しい現状が続いていると思います。今、値上げすることによってお客さん、利用者がふえるとはやはり思えない。減ってしまつては本末転倒であると思っています。浴場組合の方は本当にここ数年いろいろと努力をされて、工夫されて利用者としては非常にありがたいのですが、値上げは今の時点では反対なので、もう少し頑張って続けていただきたいと思ひます。

それから、料金について一度もここでお話がなかったのですが、この協議会では1回の入場料金の話だけでその料金を決めるということでもありますけれども、共通入浴券というのがありまして、1回で10枚買うと本来4,600円が4,200円だったのが昨年100円上がりまして4,300円になりました。私はそれを利用しているのですが、10回分で100円上がっているのです。一体どのくらいの方がこういう共通入浴券を利用しているかよくわかりませんが、そのあたりももう少し考慮しながらその部分が上がっているのだから、今回はやはり値

上げしなくてもいいというようなことも言えるのではないかとこのように私は思っています。ということで、値上げには反対です。

○都留会長 ありがとうございます。

次に平石委員、お願いします。

○平石委員 基本的なことを申し上げますけれども、国民にしてみればお風呂というものは公衆衛生上どうしても必要だと思うのです。これに消費税がかかっているということを私は知りませんでした。お風呂屋さんには原料から何から全て経営するには消費税を払っているのだと思いますけれども、やはりそれは別として、人間に非常に大事なことの何で消費税をかけているのかという基本が違っているのではないかと私は思いました。

それから、都内では銭湯が大田区で一番多いというのは第1回目でも発表があったのですけれども、私は大田区の状況しか今のところ調べていませんが、できれば都のお風呂屋さんがどういうことを各区市町村でやっているのかというようなこともお願いして調べていただこうと思っていますが、大田区は一番お風呂が多くて平成25年度が49軒、平成26年度が46軒、平成27年度が44軒、そして平成28年度は2つほど廃業したのでしょうか。それで42というようなことになっているそうです。延べ利用数が平成25年度で239万8,000人、平成26年度で229万2,000人、平成27年度で224万7,000人と大田区全体で見れば徐々に減ってきている現状なわけです。そのほかに大田区で取り上げているのは「いきいき高齢者入浴事業」がありまして、70歳以上の方を対象に年間36枚、1回200円の自己負担で公衆浴場が利用できるという入浴証を発行しております。これは非常に大事なことだろうと思うのです。しかし、これは人口の問題もあるのだろうと思いますけれども、やはり年々減ってきているという状況です。やはりこういった現状というのはどういう現状なのかをもう一度やはり調べていく必要があるのかなと思っています。やはり一番大事なことは健康面を優先すればやはり値上げをする状況ではないし、ほかの方法があるのかなのか、そういったことも検討していく必要があるのではないのでしょうか。

それからもう一つは、先ほど新聞広告があったという子供の問題ですけれども、これも私はその前にほかの新聞で見ましたが、おばあちゃんやおじいちゃんがお孫さんとお風呂屋へ行ったそうです。そうしたらお孫さんが本当に喜んだそうです。おばあちゃん、おじいちゃんまたお風呂屋さんに行こうというようなことを、子供がおばあちゃん、おじいちゃんにせがむのだそうです。やはり、実際一番よくそういった状況をその場で理解して、これが家の内風呂とどういように違うのかというようなことを、お子様はよく感じているのではないかとこのことも全体的に見ていく必要があるのかなと思います。

最終的には、経済がよくなってきているとは言え、やはり現状では値上げするべきではないでしょう。値上げはしてはいけないのではないかと。ほかのことを考えていくべきだろうと思っています。

○都留会長 ありがとうございます。

最後に山下委員、お願いします。

○山下委員 先ほど浴場組合のほうからいろいろな御説明をいただきましてありがとうございました。もちろん、浴場組合のほうはシャンプーの設置などいろいろと努力をさせていただいて、それは大変ありがたいことだと思っております。ですから、先ほどからいろいろとお聞きしますと、私などはすぐに同情してしまって値上げしてあげたいなんていう気持ちになっております。しかし、2～3日前に何人か婦人団体の方とお話をして、これからこういう話し合いがあるのだけれども、どうだろうかということで皆さんの意見を聞きましたら、やはり人数が多いお宅、子供が3人いて両親を合わせると5人、5人でお風呂に行ったら大変な値段だと。だから、やはり値上げはちょっとまずいのではないかというようなことを言われたのです。そうかしらと私は思っておりますけれども、何人かのそういう意見がありまして、やはりちょっと値上げは考えていただいたほうがいいかなと思っております。今、それぞれ前の方々の御意見のとおり、私も今回の値上げは少し考慮していただけたらと思っております。

以上でございます。

○都留会長 ありがとうございます。

今、利用者側の各委員からの意見表明というのは結論的には明確であったというように考えます。ただいまの意見表明について御質問等がありましたら、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、次に、関係行政機関委員の方々に御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

高野委員、いかがでしょうか。

○高野委員 墨田区の副区長をしております高野と申します。

入浴料金につきましては今後会計調査の結果が出て、協議会としての案というのがまとめられるのだというように思います。私としては、区の行政施策の位置づけとして当然ながら公衆衛生というのは非常に重要な立ち位置にあると考えております。ただ、もちろんその上でやはり今後公衆浴場は日本の文化ですので、これがなくなっていったら困るというように思っております。そのために行政としてどういう観点で施策を進めていくかということは、これまでの公衆衛生に加えてやはり日本の文化を守るという意味では文化振興の面、あるいは東京オリンピックを見据えますと当然ながらインバウンドで日本の文化を最も訴えたい。外国人観光客が2,000万人を超えていますので、そういうところにスポットを当てるとというのが一つ。

もちろん、これは産業という面も欠かせないと思いますので、そういった文化振興、観光振興、産業振興といった観点から区としては施策を進めていこうと考えております。前回、資料でいただいた「公衆浴場経営のアイデア集」という中には墨田区の浴場の事例が2つ載ってまして、それぞれ非常に努力をされている。たまたまスカイツリーという大きな施設がありまして、その足元の大黒湯さんが出ているのですけれども、そういった周辺環境の追い風なんかを利用して、それをうまく使って週末には2割くらいが観光のお客

さんだというような事例が出ております。あるいは御谷湯さんのような福祉の観点からの施策だということもあります。いずれにしましても、やはりそういった努力をされているということが、今後、公衆浴場として生き残っていくと言いますか、そういう意味でしっかりと存在感を強めていくという意味では必要なのではないかと。それに対して行政としても後押しをしていきたいというように考えております。

○都留会長 ありがとうございます。

次に、五十嵐委員、お願いいたします。

○五十嵐委員 武蔵野市で副市長をやっております五十嵐と申します。

先ほどの利用者側の委員の方から現状の把握をもっとやっていくことが必要だとか、もっとほかの方法がないのかというようなお話もございました。

お時間をいただいて、武蔵野市でのお風呂屋さんの状況も簡単に聞いてまいりましたので、紹介させていただきます。数字的に言いますと東京23区では540箇所くらいあって、これは人口にすると1万6,600人くらいに1箇所はあるというようになります。その一方で、私ども武蔵野市は23区に隣接しておりますが、多摩地域全体で見ますと54箇所のお風呂屋さんしかなく、これは人口で見ると7万5,900人当たりには1箇所。つまり、非常に少ないという現状がございます。また、23区に隣接していると申し上げました武蔵野市でも、1箇所のお風呂屋さんの1日当たりの利用者数はどうなのだろうと見たときに、いただいた資料で、東京都内全体ではここ10年くらい大体1日120人程度というような数字をいただいておりますけれども、武蔵野市でどうだったかを見ると100人を切っているのです。そのような現状もあって、先ほど来お話があるように公衆浴場は非常に大事だ、今後の東京オリンピック・パラリンピックを見据えての観光という面からも何とか維持していきたいという気持ちがありつつ、それを維持するのは大変だというように感じているところで

す。

前回いただきました、「公衆浴場経営のアイデア集PART2」で、実は、武蔵野市で「不老体操」という高齢者の体操をやっているという取り組みを紹介していただきました。私もこういうアイデア集にも出てありがたいというように感じたところなのですが、これは武蔵野市では10年前に9箇所あった公衆浴場が4箇所に減ってしまっているのですが、その4箇所全ての浴場で毎週1回という形で「不老体操」というのを開催しております。午後2時からどうぞいっしょにお風呂屋さんの脱衣所などを使って、専門の講師の先生に体操を指導してもらおう。その体操が終わったあとは当然入浴が必要な方はお風呂に無料で入っていただきますというような取り組みなのですが、常連さんも多く非常に喜ばれているのです。介護予防というお話も先ほどございましたが、体操に週に1回来て、いろいろと講師の先生の指導を受けながらやっている中で、何かこの人は前に比べて調子が悪いのではないかなどという形でちょっと心配になるようなケースは市の職員ですとか在宅介護、地域包括支援センター、そういう施設につなげていただいて、人によってはデイサービスの利用につなげていくなどの効果も現に出ております。

ですから、公衆浴場を使ってそういう健康、あるいは介護予防の取り組みというのは非常に重要な意味があるのではないかと感じているところでございます。武蔵野市での「不老体操」はもう36年くらい長きにわたってやっているものですが、非常に大切な取り組みとして今後もやっていきたいと思っております。

取材して率直な声を聞いてきたのですが、例えば外国人の方が観光でぜひ利用してもらいたい日本の文化だと、これは私も全くそのとおりでございます。武蔵野市の場合にはお風呂屋さんの側からどのように感じているかということ、吉祥寺という駅があって繁華街に近いようなお風呂屋さんでは西洋系の外国人の方の利用もぽつぽつと出てきたので、例えばホテルでPRをするような取り組みをしてもらってもいいと考えていらっしゃるようです。ところが、一方で繁華街からちょっと外れたような住宅街にあるお風呂屋さんの中では、たまに外国の方に急に来られても言葉の問題でも大変だしということで、反対というのでしょうか、消極的な声があったりで、そういう現状の中でなかなか外国人の方にもっとPRしたいという気持ちもあるけれども、簡単には取り組めていないということを伺ってきました。

一方で、利用者数については先ほど来の浴場組合さんの取り組みだとか東京都の支援を受けての取り組みの効果もあってか、若い女性がここ数年ふえているのだということ喜んでおられました。若い女性がふえていることで、結果的には、ずっと減り続けていた利用者数が横ばいかちょっと持ち直しているという傾向もあるのだというお話も伺ってまいりました。

武蔵野市でも災害時に備えて公衆浴場と協定を結んでおりますので、もし災害になったときには電気、ガスなどそういうライフラインを優先的に復旧できるようにぜひお願いしますというようなお話も頂戴したところです。

最後に、こういう会議が実はあって、入浴料金のことをどうしたらいいかということになっているが、以前、平成26年に10円上がったときに、上がったことで客足というのはやはり少し減ったのでしょうかというような話をしましたら、それは感覚的には必ずしもそうではなかったと。値上げをしたから客が急に減るということはそんなに考えていないけれども、また一方で、今でいうワンコインの500円というのがもう限界なのかもしれないと感覚的には思っているというようなことはおっしゃってました。仮にここで10円程度上がったとして、それは経営上喜ばしくもあるけれども、10円のアップというのが経営状況の改善にすぐに効果が上がるかということなかなかそう簡単ではない。単純にぜひ値上げしてほしいのだというようにも言えない、なかなか悩ましいところがあるのだということも伺ってまいりました。

長くなりましたけれども、現場での声もあわせて御報告をさせていただきました。私ども行政側の委員としては、そういう公衆浴場を何とか維持したいという思いからは値上げも必要かなと感じていると同時に、また利用者側の委員の皆様から利用者の声を伺うと、安易な値上げが果たして大丈夫なのかとも感じ非常に悩ましい、そのような状況でござい

ます。

○都留会長 ありがとうございます。

独自の取材を織りまぜての御発言でしたが、今までのところで学識経験者委員を除く各委員から意見表明がありました。全体を通しましてさらに御意見や御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。

○近藤委員 御意見ありがとうございます。

皆様のお手元に1冊、前回なかった黄色い冊子がございますので、今、お話のありました、前回もあった話なのですけれども、それをまとめてあるものがこちらの冊子になります。1ページ目を開きますとヒートショックプロテインが書いてございます。

3ページ目に先ほどのインバウンドに関しての「ウエルカム銭湯」というシール。それから、外国人にPRするという事で羽田飛行場の国際線ターミナルでイベントをしたということが書いてございます。次のページに入りますと、それをさらに詳しく書いてございますので、その辺は後でごらんになっていただければと思います。

お年寄りが銭湯へ来て体操してお風呂へ入るといのは、私どものほうも同じようにやっておるのですけれども、その中でやはり最近非常に認知症が目立ってきているのです。実はきょうも朝に地域包括支援センターと話をしてきたばかりなのですが、あるおじいちゃんの認知症が今年になってかなり進んでまいりました。私は地域包括支援センターのほうに連絡をしまして、おじいちゃんのところへ行ってもらって、妹さんがいるので、妹は茨城なのですが、わざわざ週に2回来てケアをしてくれている。しかし、それも限界だということで、入院されました。地域包括支援センターのほうも施設も考えなければいけないということで御家族と相談している最中だそうでございます。お年寄りの毎日の姿を見て、ちょっとおかしいぞということを見つけることができるのが銭湯で、実は、私のところも去年2人施設に入ることになりました。今年も、1名がそういう状況になっております。こういったところも我々は何とか認知症の見守りサポートというものを、今、浴場組合では東京都全体でかなりこの講習を受けている区がふえてまいりました。さらにこれも全国の浴場でやりたいということで今、動いております。

それから、インバウンドに関してもおかげさまで駅の近いところ、あるいは私は大田区ですので空港に近いところ、要はかなりインバウンドの方々が銭湯を体験に来ていらっしゃいます。そのようなところで、入れ墨というところが一つひっかかるのですが、それについては公衆浴場でございますので入れ墨は全く問題ございません。宗教的に入れ墨にされる方もいますし、あとファッションの方もいます。我々日本人の場合の入れ墨というと、反社会的勢力というようなイメージを持っているのですけれども、そうでない入れ墨に関しては特に問題ございませんので、そういったところでもインバウンドに関してかなり意識が進んできているのではないかというように思っております。

以上でございます。

○都留会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、これまでいただきました業界代表の御意見、それから要望書、補足説明。また、利用者側委員の表明された御意見、行政関係機関委員の御意見も参考にして小委員会で報告書案を取りまとめていきたいと思えます。

これは私の個人的な意見になりますが、この間、浴場組合がさまざまな改革を行って、社会的な発信をされているということに対して、私は大変敬意を持っております。

公衆浴場は今風の言い方をすると社会関係資本、ソーシャル・キャピタルだということです。そのことも十分に考えながら、しかし、この協議会が設置されている根拠は物価統制令に究極的にはさかのぼるわけで、そこで会計調査を行い会計調査の結果に基づいて料金のあり方について判断していくというのが、基本的な原則であります。会計調査の結果を見てみないとわかりませんが、会計調査の結果を見ながら、そして今日いただいた御意見を勘案しながら総合的に判断していくということになると考えますので、これは仕組みの問題でありまして、仕組み自体が将来的にはある意味では考え直さないといけない時期が来るかもしれませんが、それはまた別次元の問題であります。現状では、既存の枠組みの中で考えざるを得ないので、そういう意味において今日いただいた意見を参考にしながら、基本的には会計調査の結果に基づいて判断していくということで御理解をいただければと思えます。

本日予定した審議事項は全て終了いたしました。最後に事務局から連絡事項があればお願いをいたします。

○宮永課長 ありがとうございます。

今後の協議会日程について、御連絡申し上げます。本日の協議会におきまして協議会報告案を起草いたします小委員会が設置されました。小委員会は学識経験者委員のみで構成いたしまして、5月12日金曜日午後4時から開催いたします。また、小委員会での報告書案の起草を受けまして、第3回協議会を5月26日金曜日午後3時から開催する予定となっております。どうぞよろしく申し上げます。

なお、お帰りの際、エレベーターを降りた1階で警備員のほうから入庁証の確認をまた求められますので、事前にお配りしております入庁証を御提示いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○都留会長 それでは、長時間ありがとうございます。

午後3時57分閉会